

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8 月31日

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK , LTD .

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高 田 邦 洋

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目 3 番 1 号

【電話番号】 (017)774局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 須 藤 慎 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番 5 号
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 執行役員東京事務所長 古 川 博 章

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 377,215,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社 みちのく銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番 5 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,039,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成28年8月31日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当行の保有する当行普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法および条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,039,000株	377,215,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,039,000株	377,215,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
185		1,000株	平成28年9月16日(金)		平成28年9月16日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みちのく銀行 経営企画部	青森県青森市勝田一丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みちのく銀行 本店営業部	青森県青森市勝田一丁目3番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
377,215,000		377,215,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する上記差引手取概算額377,215,000円については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当行預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者およびその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年8月31日現在のものです。

株式給付信託(BBT)の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、当行とみずほ信託銀行株式会社との間で当行を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当行の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。)および執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)に対し当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当行株式等」といいます。)を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、あらかじめ当行が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役等に対し当行株式等を給付する仕組みです。

当行は、取締役等に役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付します。取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

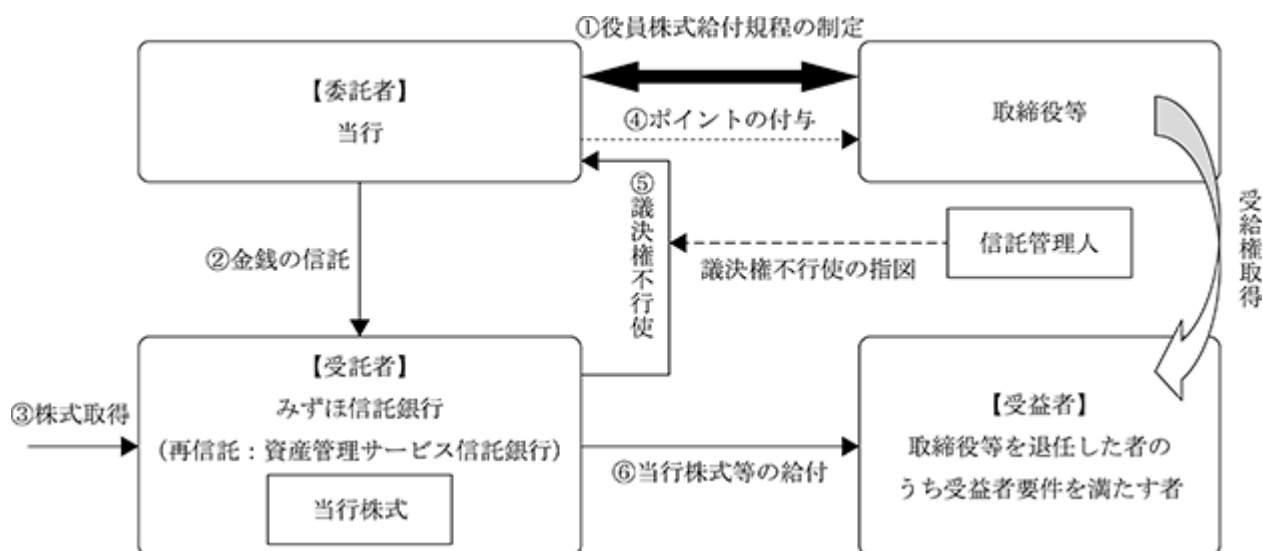
当行は、役員株式給付規程に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当行株式を取引市場を通じてまたは当行からの第三者割当によって取得します。なお、今回、当行が信託銀行に株式の取得資金として信託する金額は1,029,000,000円であります。また、第三者割当については、信託銀行と当行の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

割当予定先である資産管理サービス信託銀行(信託E口)は、割り当てられた当行株式を含む本信託勘定内の当行株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、「信託管理人ガイドライン」に従います。

(2) 受益者の範囲

取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

< 株式給付信託(BBT)の概要 >



当行は、平成28年6月23日開催の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本制度についての役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

当行は、の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントのうち役員株式給付規程の定めに従い各人毎に算出される一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当行は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(BBT)の内容 (1) 概要」に記載しましたとおり、取締役等に対して自社の株式を給付し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当行では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「 株式給付信託(BBT)の内容 (1) 概要」に記載しましたとおり、当行を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を当行が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

2,039,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当行株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当行は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年9月16日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当行に書面にて報告すること、当行が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当行は、役員株式給付規程に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当行からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当行株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当行と利害関係のない第三者が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当行から独立して、信託財産の管理および処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないことおよび割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当行は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成28年8月1日から平成28年8月30日まで)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値平均である185円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額185円については、取締役会決議日の直前営業日の終値187円に対して98.93%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均184円(円未満切捨)に対して100.54%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均181円(円未満切捨)に対して102.21%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当行の取締役等に給付すると見込まれる株式数の一部に相当するものであり、その希薄化の規模は平成28年3月31日現在の発行済普通株式総数に対し1.35%(小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権個数141,569個に対する割合1.44%)と小規模であることに加え、本制度による当行株式等の給付は、取締役等の退任に伴うもので緩やかに行われるものであるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当行としては、本自己株式処分は取締役等の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	40,000	20.95%	40,000	20.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,060	6.31%	12,060	6.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,974	4.17%	7,974	4.17%
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,241	2.22%	4,241	2.22%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,086	1.61%	3,086	1.61%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.20%	2,304	1.20%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.20%	2,291	1.20%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ			2,039	1.06%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.04%	2,000	1.04%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,932	1.01%	1,932	1.01%
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	1,917	1.00%	1,917	1.00%
計		77,808	40.75%	79,847	41.82%

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 上記のほか当行保有の自己株式7,898,641株(平成28年3月31日現在)は割当後5,859,641株となります。ただし、平成28年4月1日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。

(2) 所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総議決権数 に対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有議決権数 (個)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,060	8.51%	12,060	8.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,974	5.63%	7,974	5.55%
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,241	2.99%	4,241	2.95%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,086	2.17%	3,086	2.14%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.62%	2,304	1.60%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.61%	2,291	1.59%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ			2,039	1.41%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.41%	2,000	1.39%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,932	1.36%	1,932	1.34%
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	1,917	1.35%	1,917	1.33%
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	1,701	1.20%	1,701	1.18%
計		39,506	27.90%	41,545	28.92%

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(141,569個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,039個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無および内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 第44期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月23日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第45期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) 平成28年8月9日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成28年6月23日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第44期事業年度)および四半期報告書(第45期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 みちのく銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。